

第 1 2 回 総 会 議 事 録

令和 3 年 7 月 3 0 日 開 会

令和 3 年 7 月 3 0 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 農業委員会 of 行政手続における押印見直しについて
- 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 現況証明願いについて
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
- 協議事項 1 市町村農業委員の公務災害補償制度への加入について
- 協議事項 2 北海道農業者年金協議会の参加について
- その他
- 事務局出席者 鳴澤事務局長・石崎主査
- 開会 午後 1 時 5 2 分
- 閉会 午後 2 時 5 4 分

第12回芦別市農業委員会総会議事録

令和3年7月30日、第12回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1		2	滝 孝 造	3	高 橋 正 人
4	高 見 明	5	北 野 俊 之	6	前 浜 和 彦
7	谷 野 重 彰	8	太 田 拓 寿	9	神 下 勇
10	加 藤 穰	11	中 住 昭	12	
13	小 林 英 和	14	石 尾 豊	15	水 田 守
16	山 本 英 幸				

2 欠席委員

山 田 光 範 藪 雄 一

3 議事録署名委員

谷 野 重 彰 、 太 田 拓 寿

事務局長 定刻前ですが皆さんお揃いになりましたので、只今から第12回芦別市農業委員会総会を開催します。

芦別市農業委員会憲章唱和（全員で唱和）

初めに、会長からご挨拶をお願いします。

会長 第12回の総会に出席いただきありがとうございます。

（内容省略）

事務局長 ありがとうございます。これからの進行については議長よりお願いします。

議長 本日の議事録署名委員を谷野、太田両委員にお願いします。

次に、諸般の報告をお願いします。

事務局長 山田委員、藪委員より欠席の報告を受けています。

議長 次に、経過報告をお願いします。

事務局長 5月28日以降の経過について報告（内容省略）

議長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局長 議案の概要について説明（内容省略）

議長 それでは議事に入ります。報告事項1「農業委員会の行政手続における押印見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局長 報告事項1についてご説明いたします。

国は行政手続における押印の廃止を進めており、本市における取り進め方、北海道農業会議の見解が示されたことから、当農業委員会の手続きの考え方をまとめましたので、ご報告します。

（資料No.1に基づき、押印見直しの内容を説明）

議長 この件について何か質問等はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。無ければ議案に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件となっております。

（議案書に基づき許可申請内容を説明。内容省略）

申請の内容は、別添え調査書（資料No.2）のとおり、各基準を満たしていると考えます。

なお、本案件は、本総会において許可決定後、北海道農業会議へ意見聴取を行い、常設審議委員会において許可相当と判断されたのちに、許可することとなります。

議 長

これより、質疑に入ります。

ただいまの説明について意見等のある方は挙手願います。

議 長

よろしいですか。それでは採決します。この件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長

今月の農地法第5条による申請は1件で、都市計画用途地域内における太陽光発電設備設置の売買による農地転用についてです。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.3)のとおり、第3種農地と判断し、各基準を満たしていると考えます。

なお、本件は30a未満の第3種農地の転用許可申請のため、北海道農業会議への意見聴取は、不要の案件となります。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 長

本件は昨年12月に、農地法第5条の規定による許可を受けた案件で、その後許可条件に係る工期の着工完了時期が大きく変更となったことから、計画変更の承認申請があったものです。

(議案書に基づき、許可申請内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.4)のとおり、各基準を

満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。本件について意見等のある方は挙手願います。

高橋委員 今回は、事務局の現地調査で未着工が判明して、行政指導により、変更申請が出されたという経緯でしょうか。

事務局長 そのとおりです。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。本件について申請と
おり引き続き許可することよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、農業委員会は許可することに決定しました。

次に、議案第4号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 今月の現況証明願いについては2件、9筆分の願出が出て
おります。1件目について説明します。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、6月29日に山田委員、高見委員と事務局1名の計3名で実施しております。

続いて2件目について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

なお、現地調査は、6月30日に石尾委員、山本委員、谷野委員と事務局1名の計4名で実施しております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次に議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明をお願いします。

事務局長 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は利用権の設定が2件となっています。

所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－1について、担当委員から説明願います。
事務局長 公社合理化事業のため事務局より説明いたします。
(所有権の移転－1の内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
所有権の移転－1について、意見等のある方は挙手願います。

議 長 今回の農地保有合理化事業は、10年の事業ですね。
事務局長 はい。10年の事業となっております。
(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－1については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－2について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定－2について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.5)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－2について、担当委員から説明願います。
事務局長 公社合理化事業のため事務局より説明いたします。
(所有権の移転－2の調整内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
所有権の移転－2について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－2については、原案のとおり決定しました。
議案が全て終わりましたので、次に協議事項へ入ります。
協議事項1「市町村農業委員の公務災害補償制度への加入について」事務局より説明をお願いします。

事務局長 (資料No.6について説明～内容省略)
全委員がA型1口(1,000円)加入するものとし、8月の報酬

から引き去りしたい。

議 長

只今、説明のあったとおり、1人A型1口(1,000円)加入としてよろしいか。

(全委員賛成)

それでは、提案どおり全員加入することで決定します。

次に、協議事項2「北海道農業者年金協議会の参加について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長

資料No. 7により説明(説明内容省略)

例年同様、農業者年金に加入している委員、受給している委員全員に協力をお願いいたします。

一人200円を8月報酬から引き去りとさせていただきたいと思えます。

議 長

只今、説明のあったとおり、対象者の加入と1人200円を徴収することによろしいでしょうか。

(全委員賛成)

議 長

以上について決定といたします。

次に「その他」に入ります。はじめに、事務局から報告願います。

事務局 長

① 水稻作況視察について～今年度は、コロナウイルスの影響を鑑み中止

② 地区別農業委員研修会がコロナウイルス感染拡大で中止

③ 次回、農業委員会総会は8月30日(月)午後2時から、会場は市議会第2・3委員会室の予定

議 長

次、JAからお願いします。

滝 委 員

秋まき小麦収穫の進捗状況、干ばつの影響による小麦の調製作業の状況等(以下、内容省略)

議 長

次、土地改良区からお願いします。

中 住 委 員

干ばつによる野花南ダムの取水制限の実施により、用水の利用期間を8月20日まで伸ばせるようにしています。

議 長

これで、全て終了となりますが最後に全体をとおして何か質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

無ければ、以上をもって、総会を終了する。

以上のとおり、第12回総会の顛末を記録し、その内容について相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____